

第2章 災害に備えた防災体制の強化

本章においては、災害が発生した場合に、迅速・的確な災害応急活動、復旧活動が行えるよう、防災組織の整備・充実、防災活動体制の確立を図るものである。

所	管	全	課
---	---	---	---

第1節 防災組織及び活動体制の整備

平常時から、自らの組織動員体制及び資機材等の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備や、防災訓練の実施等を通じ、関係機関と相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努める。

第1 日常における防災対策の推進

1 越前町防災会議

越前町防災会議は、越前町防災会議条例（平成17年越前町条例第16号）に基づき設置される組織で、町長を会長とし、本計画の作成と実施、災害時における情報の収集等を行う。

2 庁内体制の整備

町は、庁内における日常的な防災対策の推進について定例的に開催される庁内の会議等において協議・検討し、庁内体制の整備を図る。

3 業務継続計画の策定

町は、災害発生時の災害対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定等を行う。

特に、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

4 初動マニュアルの策定

町は、災害発生直後の職員の参集や各機関等からの情報収集、配備決定などの初動期の対応について職員の行動を具体化する必要があることから、初動マニュアルの策定等を行う。

第2 災害時における組織体制

町は、災害時の応急対策活動を効果的に行うため、次に掲げる応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備する。また、検討結果等については、災害種別ごとに応急対策に反映させる。

1 職員の参集体制

速やかに職員が参集し、情報の収集・連絡等が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む。）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、町の実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。また、県及び関係機関と協議の上、災害種別ごとに応急活動のためのマニュアルを作成し、職員及び関係機関に周知するとともに、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の関係機関との連携等について徹底を図る。

(1) 震災時における組織体制

震災は事前に予測される場合が少なく、災害発生後に早急に対策をとる必要があるため、組織・動員配備体制は震度に応じて自動的に決定される。

震度については、福井地方気象台が発表する町の震度（町の震度が発表されない場合は、嶺北地方のいずれかの市町の震度）とし、職員は、テレビ、ラジオ等の報道により震度の確認を行う。また、停電等により震度の把握が困難な場合は、職員各自の判断により自主参集を行う。

(2) 風水害時等における組織体制

風水害時等においては、気象予警報等により事前に災害が予測される場合があり、組織・動員配備体制は、原則として町長が定め、防災安全課長を通じて電話等で伝達する。ただし、大規模火災、爆発事故等の突発的な災害においては連絡が遅れる場合があるため、職員は自ら状況を判断して登庁する。

(3) 原子力災害時における組織体制

原子力災害に係る事象の通報を受けた場合等においては、原則として町長が配備を指示し、速やかに防災安全課長を通じて電話等で伝達する。また、原子力災害は、通常五感に感じないなどの特殊性に鑑み、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行うための体制についても考慮する。

(4) 複合災害に備えた組織体制

① 町は、複合災害（同時又は連続して2つ以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、地域防災計画等を見直し、備えを充実する。また、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

② 町は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、県、他市町村及びその他関係機関と相互の連携を図る。

2 職員の配備体制等

災害時に迅速かつ的確に応急対策活動を実施するため、災害種別ごとに示す配備基準に基づく配備体制及び動員体制を整備するとともに、災害対策本部等の設置基準、設置場所、組織、事務分掌、職員の派遣方法等についてあらかじめ定めておく。また、迅速な災害対策の実施が必要となった場合に備え、災害対策の指示を行うための体制について、あらかじめ定めておく。

なお、この際意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と意志決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておく。

3 長期化に備えた動員体制

県等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておく。

4 被災者支援の仕組みの整備

平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。特に、災害時において、り災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施の体制の整備に努める。

第3 防災拠点等の整備

町は、物資の集積、救急、救援活動や災害時のボランティアの受入れを目的とした災害対策活動の拠点となる役場、各コミュニティセンター、学校等の情報通信機器の整備、物資の備蓄倉庫、避難所や庁舎等の72時間は対応可能な非常用電源等の整備に努めるとともに、対応する災害に応じて浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保等に努める。また、災害時に緊急の救護所、被災者の一時収容施設となる病院、診療所、学校や防災活動の中心となる庁舎については、耐震化を図る。

1 防災中枢施設の整備・充実

災害対策の中核となる役場の防災機能の向上を図るとともに、大規模災害時においても通信システム、上下水道等のライフラインの応急確保ができるシステム構築に努める。

2 地区防災拠点の整備

町は、消火、救助、避難、医療救護等の防災活動を有効かつ機能的に実施するため、必要な機能（応援部隊・ボランティアの活動調整、支援物資の集配、備蓄）を備えた防災活動拠点等を原則として小学校区にそれぞれ整備するとともに、町民や自主防災組織が災害時に活動できる施設や資機材の整備に努める。

地区防災拠点においては、応援部隊・ボランティアの活動調整や支援物資の集配に当たるほか、平常時における備蓄等の機能を分担する。また、小中学校等が避難所となった場合に備えて、教職員の緊急時の活動マニュアルを作成するとともに、避難所受入体制の整備として、避難所機能と教育機能の両立を含め、避難所としての利用・運営方法等を定める。

3 要配慮者の支援拠点の整備

町は、要配慮者の拠点施設（福祉避難所）として生涯学習センター及び保健福祉センターの整備を図る。

4 広域的な応援の受入れ・物資輸送拠点の確保

町は、広域的な応援の受入れ施設、支援物資等の受入れ施設及び輸送拠点について、各中学校（4校）の中から選定する。

5 ライフライン施設等の機能の確保

町は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取り組みを促進する。また、廃棄物処理施設について、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

第4 防災用資機材の確保・整備

町及び関係機関は、迅速かつ的確な応急対策実施のため、あらかじめ災害用装備資機材等を整備・充実するとともに、保有資機材の点検を随時行い、保管に万全を期する。

1 整備資機材等

- (1) 警備、救助用舟艇の増強
- (2) 特殊車両の増強
- (3) その他の災害用装備資機材
 - ① 空気呼吸器等の救助用資機材
 - ② エンジンカッター等の工作用資機材
 - ③ トランジスターメガホン等の工作用資機材
 - ④ ろ水器等の後方支援用資機材

2 保有資機材等の点検

- (1) 点検に際して留意すべき事項
 - ① 機械類
 - ア 不良箇所の有無
 - イ 機能試験の実施
 - ウ その他
 - ② 物資、機材類
 - ア 種類、規格及び数量の確認
 - イ 不良品の有無
 - ウ 薬剤等効能の確認
 - エ その他

(2) 点検整備結果と措置

点検実施の結果は、常に記録しておくとともに、資機材等に損傷、欠落等が発見されたときは、修理、補充等必要な措置を講じる。

第5 緊急必要物資の把握

1 関係機関との連携

町は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、町域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関との連携に努める。

2 民間業者との連携

町は、災害時における食料・生活必需品等の生活必要物資、応急・復旧用資材及び燃料等の供給を円滑に行うため、平素から卸売業者、量販店等における放出可能量の把握・確認を行うとともに、あらかじめこれらの者と緊急放出に関する協定を締結するよう努める。

第6 防災に関する調査研究の推進

町は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、総合的かつ計画的な防災対策を推進するため、災害要因及び被害想定調査研究を実施し、円滑な災害復興が行えるよう、防災まちづくりに関する研究を推進する。

第2節 情報収集・伝達体制の整備

災害発生時に、被害情報を収集するとともに、県及び関係機関との相互の情報連絡が円滑に行われるよう、平常時から情報収集伝達体制の確立に努める。

第1 情報通信施設及び運用体制の整備

災害の初動期における情報連絡活動の重要性を認識し、情報通信連絡施設の整備を推進するとともに、通信施設の運用体制の強化を図る。

1 通信施設の整備及び経路の多様化等

町は、防災対策を円滑に実施するため、国及び県と連携し、関係機関からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、次に掲げる事項のほか、あらかじめ災害時の通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。また、通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前に調整する。

(1) 災害に強い伝送路の構築

災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。

(2) 通信輻輳の防止

移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておく。

このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図る。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じた時には、国（総務省）と事前の調整を実施する。

(3) 多様な媒体の活用した町民等に対する情報連絡・伝達設備の充実

防災を目的とする情報通信手段・経路の多様化を図るため、防災行政無線をはじめとする各種の電波通信媒体や電気通信事業者の電話回線、インターネット、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、など多様な媒体の活用を進めるほか、有線放送、テレビ、ラジオ、CATV等の放送媒体の活用を図る。

なお、観光客など一時的に滞在する者（以下「一時滞在者」という。）については、動揺や混乱を招かぬよう、広報車、同報系の防災行政無線、戸別受信機、携帯端末の緊急速報メール機能等を活用して、迅速かつ的確に情報を提供できるよう、情報伝達手段の確立を図る。

(4) 非常用電源等の確保

役場等が停電した場合に備え、72時間は対応可能な非常用電源設備を整備（補充用燃料を含む。）

し、専門的な知見・技術の下に耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。また、必要に応じて、県を通じ、国（総務省）に対して移動電源車の派遣を要請する。

(5) 保守点検の実施

通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行う。

(6) 放送事業者への処置

放送事業者に対して情報が迅速かつ確実に提供される情報提供体制の整備に努める。

2 無線通信施設における運用体制の整備

(1) 県防災行政無線

県防災行政無線は、災害時における応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、県が設置した無線通信設備であり、県庁、県出先機関、県内市町及び国の出先機関に設置されている。

町は、平時よりその利用方法について習熟を図るとともに、運用体制の確立を図る。

(2) 町防災行政無線

町は、災害時における応急対策及び町民に対する情報伝達を迅速かつ円滑に実施するため、次に掲げる防災行政無線の整備を推進する。

① 防災行政無線を有効に機能させるため、夜間の運用体制の確立を図る。

② 災害時における応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、防災行政無線の整備、充実に促進する。

③ 町民に対して情報を迅速かつ的確に伝達するため、同報系受信設備の整備を図る。

④ 災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、移動無線車又は衛星携帯電話の増強を図る。

⑤ 近隣市町及び関係機関との通信回線を設置するとともに、その整備を図る。

(3) 消防無線

消防無線は、消防及び救援活動を迅速かつ円滑に実施するため、鯖江・丹生消防組合が設置する無線通信設備であり、鯖江・丹生消防組合は、消防救援活動充実のため、次に掲げる設備の増強等を図る。

① 災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、移動無線車の整備及び携帯用無線機の増強を図る。

② 消防広域応援体制の確立に備え、各消防本部と通信することができる共通波の充実を図る。

(4) その他の無線通信手段

① 携帯電話メール（緊急速報メールを含む。）等

町は、避難情報の提供、避難所等での文字媒体（電光掲示板等）の活用等について検討し、具体化を図る。

② 防災相互通信無線

関係機関は、災害時に相互に通信することのできる防災相互通信無線の重要性を認識し、整備・増強に努める。

③ 衛星携帯電話等の整備

町は、災害時に孤立するおそれのある集落等で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と当該市町との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。

④ テレビ会議システムの活用

町は、原子力災害発生時等において、現在県が整備を行っているテレビ会議システムを活用し、災害拠点施設へ派遣した職員、国、県、原子力事業所等と情報を共有する体制の確立に努める。

⑤ アマチュア無線との連携

町は、アマチュア無線による通信はボランティアによるものであることを配慮の上、災害時にアマチュア無線の円滑な活用が図られるよう、関係団体との連携を図る。

(5) 無線従事資格者の養成

無線通信設備の管理者は、無線局の適正な運用を図るため、無線従事資格者の養成を推進する。

3 有線通信設備の運用体制の整備

町及び関係機関は、電気通信事業者から提供されている災害時優先電話等を効果的に活用できる体制を強化する。このため、災害時優先電話の位置づけを明確にするとともに、電話番号を関係機関に通知する。

4 非常通信協議会との連携

町は、北陸地方非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

5 CATVの活用

町は、ケーブルテレビの管理者と連携し、コミュニティチャンネルによる緊急放送や字幕の表示等の活用体制を確立する。

6 防災情報システムの活用

町は、防災情報の一元化及び高度情報化に資する防災情報システム構築の重要性を認識し、活用体制の整備・充実を行う。

(1) 河川・砂防総合情報システム

県は、降雨量、河川水位、土砂災害警戒情報等をインターネット、携帯サイトに配信するシステムを整備している。

町は、河川・砂防総合情報システムの活用体制を確立する。

(2) 道路交通情報システム

県は、異常気象による災害を未然に防止するため、道路の状況や道路交通の状況を収集・伝達するシステムを整備している。

町は、道路交通情報システムの活用体制を確立する。

(3) 防災システム導入上の留意事項

町は、所掌する業務についてシステム化を行う場合には、他機関への情報の提供に留意する。

7 インターネットの活用

町は、町ホームページへの情報掲載、緊急情報配信等の利用体制を確立するほか、役場、防災活動拠点、拠点避難所等を結ぶネットワークシステムの整備に努め、インターネット通信システムの有効活用を図る。

8 緊急警報放送受信機の普及

町は、県及び関係機関と連携し、緊急警報放送受信機の普及に努める。

第2 情報収集・伝達体制の強化

町は、災害発生時間にかかわらず、災害応急活動が迅速かつ的確に実施できるよう、情報収集・伝達体制の整備を図る。

1 勤務時間内の情報収集・伝達

防災安全課職員は、県危機管理課から伝達される防災情報、関係機関から伝達される情報等について、職員に的確に伝達できるよう、県防災行政無線等の取扱いの習熟を図る。

2 勤務時間外の情報収集・伝達

勤務時間外において、当直者により情報の受理・伝達が行われることから、町は、情報の受理・伝達に関し、マニュアル等を整備して迅速な対応が図れるように努める。

3 情報の収集・連絡に当たる要員の指定

町は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておくなど派遣できる体制の整備を図る。

4 町民等に対する情報収集・伝達体制

(1) 役割等の明確化

町は、県その他関係機関と連携し、災害発生時からの経過に応じ、町民等に提供すべき情報の項目について、災害対応の状況や場所等に応じたわかりやすく正確で具体的な内容を整理する。また、災害現地周辺の町民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努める。

(2) 複合災害時の体制

町は、複合災害時における情報伝達体制を確保するとともに、的確な情報を常に伝達できるよう、防災行政無線、広報車両等の施設及び装備の整備を図る。

(3) 要配慮者等への伝達

要配慮者等の伝達については、第3章第4節「要配慮者対策計画」に定めるところによる。

(4) 相談窓口

町は、県及びその他関係機関と連携し、町民等からの問い合わせに対応する相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておく

4 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

町は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

第3節 救急救助体制の整備強化

救急救助に関し、体制、施設等を整備推進し、救急救助活動の万全を期する。

第1 体制の整備

1 救急救助体制の整備の推進

鯖江・丹生消防組合は、救急救助体制の充実を図るとともに、広域的共同処理方式、相互応援協定等により、一層強力な救急救助体制の整備の促進を図る。

2 救助・救急機能の強化及び救急救助隊員の教育訓練

町及び鯖江・丹生消防組合は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

救急救助隊員は、その重要な使命により高度な技術と知識が要求されるため、鯖江・丹生消防組合は、これに対応した教育訓練を計画的に実施する。

3 救急医療機関等の連絡・協調

町は、救急救助業務を円滑に実施するため、医療機関その他関係機関との連絡・協調を図る。

4 海難発生時の連絡体制の確立

町は、海難発生時の人命等の早期救助を図るため、敦賀海上保安部、越前漁港事務所、鯖江・丹生消防組合等との連絡体制を確立するとともに、「118」番による船舶電話や携帯電話からの情報連絡の周知を図る。

第2 施設の整備

町は、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努める。

1 救急救助施設の整備の促進

鯖江・丹生消防組合は、救急自動車、救助工作車及び救急救助資機材を計画的に整備し、充足を図る。

2 消防緊急システムの整備

鯖江・丹生消防組合は、高度情報化に対応し、迅速的確な指令管理業務を行うため、消防緊急情報システムの整備を図る。

3 AED（自動体外式除細動器）

町は、公共施設等、不特定多数の人が多く集まる場所から順次、AED（自動体外式除細動器）の設置を推進する。なお、バッテリー及び電極パッドの使用期限には、十分留意し定期的な点検を実施するよう努める。

第3 救助・救急活動用資機材の整備

町は、県の協力の下、鯖江・丹生消防組合と連携して救助・救急活動に必要な資機材を整備するとともに、広報車、救助工作車等の整備に努める。

第4 集団救急事故対策の推進

鯖江・丹生消防組合は、集団救急事故に備えるため、次の事項について整備を図る。

- (1) 集団救急体制の整備強化
- (2) 消防緊急情報システムの整備
- (3) 救急救助資機材の充実
- (4) 救急隊員の養成
- (5) 受入医療体制の充実

第4節 応急医療体制の整備

災害時には医療機関の機能低下、交通の混乱による搬送能力の低下等の事態が予想されるため、応急医療体制の整備が極めて重要であり、初期医療体制、後方医療体制及び広域的医療体制の整備を推進する。

第1 初期医療体制の整備

町は、救護所の設置並びに救護班の編成及び出動について、あらかじめ丹生郡医師会と協議して計画を定めるとともに、自主防災組織等による軽微な負傷者等に対する応急救護や救護班の活動支援体制の計画を定める。また、災害時の救急医療に対応できるよう、避難、患者受入れ、トリアージ（傷病者の選別）等に関する研修及び訓練を行う。

第2 後方医療体制の整備

町は、救護所等で手当を受けた傷病者のうち、重症の傷病者を後方医療施設（救急告示病院や被災地外の病院）へ移送するため、医療情報の提供や患者搬送の体制の確立を図る。

第3 広域的医療体制の整備

災害の規模によっては、県、自衛隊、鯖江・丹生消防組合、日本赤十字社、福井県医師会等関係機関の応援が必要となるため、町は、広域的な協力関係を構築するよう努める。また、災害時に医療機関の診療状況や被災の有無等の情報を迅速に確保するため、広域災害・救急医療情報システム（医療情報ネットふくい）及びEMISの利用環境整備に努め、入力操作等の研修・訓練を定期的に行う。

第4 医薬品等の確保

関係機関は、災害発生時に備え必要な医薬品等の整備に努めるとともに、平常時から関連業者等との協力体制の整備を推進する。

第5 医療施設の耐震化

町は、医療救護の拠点となる医療施設について、災害時にその機能と安全性を確保するため、耐震性の点検・強化の指導、補強建て替えの促進を図る。

第6 医療救護所等の情報通信体制の整備

町は、県と協力し、病院や福祉施設等に設置されるパソコンのネットワーク化や、未設置箇所へのパソコン末端の設置を推進する。また、こうした端末のオペレーターの確保、育成の面から、医療関係者に対する広報を進めるとともに、普段からネットワーク運用のノウハウを蓄積するため、常設のネットワークを開設する。

第7 航空搬送拠点（ヘリポート等）の整備

町は、広域後方医療施設への傷病者の搬送に当たり、地域の実情に応じて航空搬送拠点として使用することが適当な大規模な空き地等をあらかじめ抽出しておくなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努める。

なお、これらの航空搬送拠点には、広域後方医療関係機関と協力しつつ、広域後方医療施設への傷病者の搬送に必要なトリアージ（緊急度判定の基づく治療順位の決定）や救急措置等を行うための場所・設備をあらかじめ整備しておくよう努める。

第8 中長期における医療提供体制の充実

町は、県、地元医師会、地域の災害拠点病院関係者等と連携し、急性期から中長期へ移行するための医療提供体制の構築に努める。

第5節 緊急輸送体制の整備

災害発生時の災害応急対策を迅速に実施するため、被災後、直ちに輸送機能の確保が必要であることから、交通輸送体系の整備を図る。

第1 緊急輸送路の確保

町及び鯖江警察署は、災害時における物資の輸送等を確保するため、県公安委員会の指定する緊急交通路との整合を図り、町域の主要施設・集落を結ぶ路線において必要な交通規制を実施する。

第2 交通規制計画

鯖江警察署は、災害発生後における管内の緊急交通路の確保をはじめ、隣接・近接府県との相互協定により、緊急交通路を確保するための広域交通規制を実施する体制の習熟を図る。また、緊急通行車両及び事前届出対象の規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）の通行を確保するための交通規制用装備資機材や非常時信号交通安全施設の整備を図るとともに、交通情報提供機能の強化を図る。

第3 効率的な緊急陸上輸送のための措置

1 災害時における交通の確保

(1) 交通管理体制の確立

町は、管理する道路の交通関係施設について耐震性等防災性能を高めるとともに、災害時の道路管理体制を確立する。

(2) 道路啓開等

町は、緊急交通路をはじめ、管理する道路上の障害物の除去等応急復旧に必要な人材、資機材の確保に努め、建設業者との協力関係の確保を図る。

2 陸上輸送における緊急輸送体制の確立

(1) 運送業者との協定締結等

町は、緊急輸送が円滑に実施できるよう、運送業者等との協定締結に努めるとともに、町有車両の配備計画を作成する。また、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両等確認標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して同標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、その普及を図る。

なお、緊急輸送の際には、当該運送を的確かつ安全に実施するために必要な情報を提供するなど、その業務に従事する者に対し、安全確保のための必要な措置を行う。

(2) 緊急通行車両の事前届出

町は、町有車両のうち、緊急通行車両として使用する車両は、あらかじめ県公安委員会に対して事前届出手続きを行い、緊急通行車両事前届出済証の交付を受ける。

3 公共交通機関による輸送の確保対策

町、県、交通事業者及びその他関係機関は、災害発生後速やかに代替交通手段を確保するため、被害状況の把握（被害の程度及び復旧の見込み）、代替道路、道路交通規制等の必要な情報の連絡体制等について、マニュアル化を図る。また、バス、トラック、タクシー等の種別、台数等の現況調査を随時行い、公共交通機関の活用を図るとともに、他府県への義援物資の輸送に必要な車両や乗務員の迅速な確保及び義援物資受入れの際の地理、交通情報等を伝達する手段の確保を図る。

第4 航空輸送（緊急ヘリポートの確保）

町は、災害時の救助救援活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を活かした応急活動を円滑に実施するため、ヘリコプターが離着陸できるヘリポートの選定及び整備に努める。また、これらの場所を災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び町民等に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講じるほか、災害時の利用について、施設の管理者や県等とあらかじめ協議しておくほか、通信機器等の必要な機材については、必要に応じ、当該候補地に備蓄するよう努める。

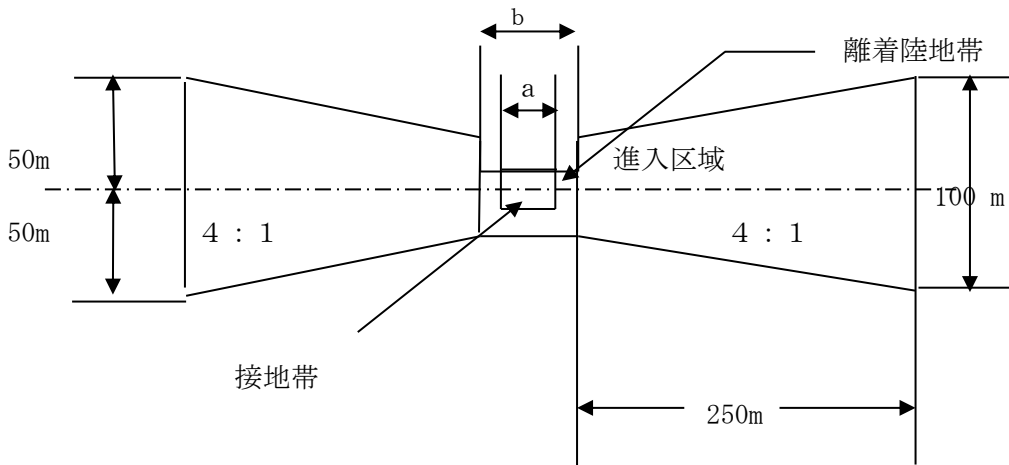
1 ヘリポートの選定

町は、ヘリポートを学校の校庭、公共の運動場等の中から、次の事項に留意して選定する。

- (1) 十分に平坦であり、ヘリコプターの離着陸に耐え得る地盤堅固な土地であること。
- (2) 最大縦断勾配及び最大横断勾配は、それぞれ5%以内であること。
- (3) 車両の進入路があること。
- (4) 「回転翼航空機の場合の進入区域、進入表面、仮想離着陸地帯の略図」の斜線上に障害物がないこと。

[回転翼航空機の場合の進入区域、進入表面、仮想離着陸地帯の略図]

① 平面図



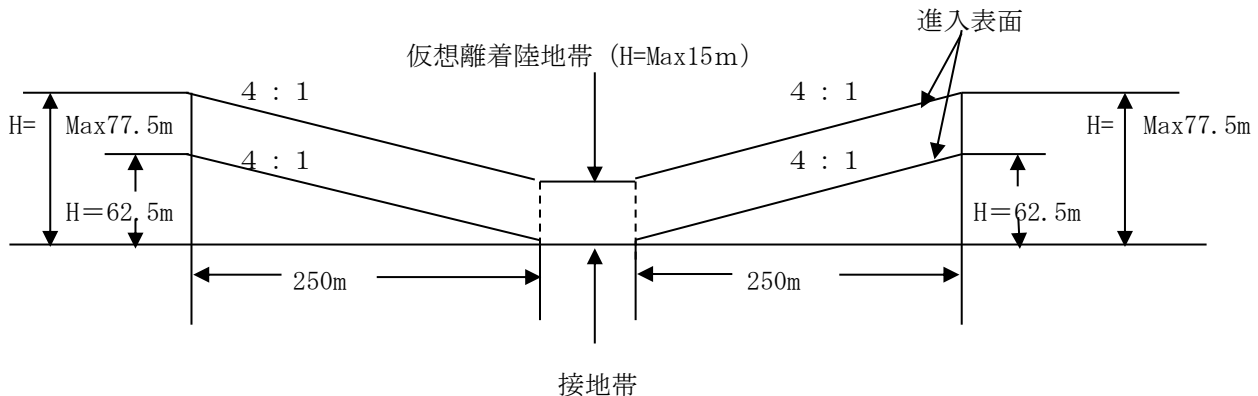
a 接地帯：長さ及び幅は使用機の全長以上の長さとする。

b 離着陸地帯：長さ及び幅は使用機の全長に20m以上を加えた長さとする。

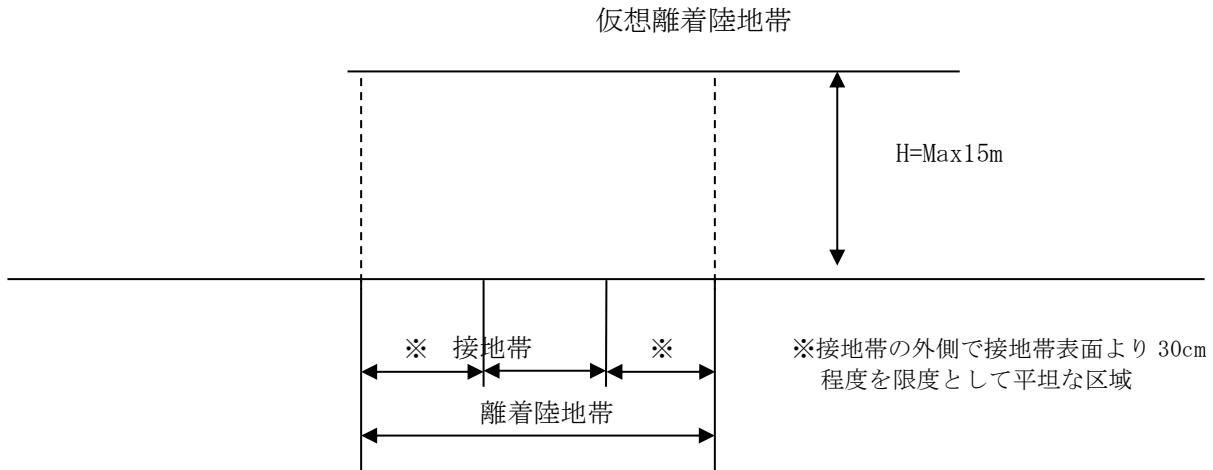
※ 全長が20mを超す機材については全長の2倍以上の長さとする。

※ 離着陸地帯は原則として地上に設定する。ただし、周囲環境により地上に設定できない場合、障害物の程度により「仮想離着陸地帯」として15mまでの高さを限度に離着陸地帯の上空に設定することができる。

② 進入表面断面図



③ 転移表面断面図



2 林野火災における空中消火基地

林野火災における空中消火基地は、上記「1 ヘリポートの選定」によるほか、町は、特に次の事項に留意して選定する。

- (1) 水利、水源が近いこと。
- (2) 複数の駐機が可能であること。
- (3) 補給基地が設けられること。
- (4) 気流が安定していること。

3 県への報告

町は、新たにヘリポートを選定した場合には、県に次の事項を報告する。また、既存のヘリポートについて、随時点検を行い、変更を行う必要がある場合も同様とする。

- (1) ヘリポート番号
- (2) 所在地（緯度、経度）及び名称
- (3) 施設等の管理者及び電話番号
- (4) 無障害地帯面積（○m×○m）
- (5) 付近の障害物等の状況（略図添付）

4 ヘリポートの管理

選定したヘリポートの管理について、平素から施設の管理者と連絡を保ち、現状の把握に努めるとともに、常にヘリポートとして使用できるように配慮する。

第5 海上輸送体制の整備

町は、漁港を活用した災害時の緊急海上輸送に備えるため、越前町漁業協同組合、県及び敦賀海上保安部と連携し、運行方法等について定める。

第6節 避難施設・体制の確立

災害から人命の安全を確保するため、関係機関と連携して避難地、避難路等の選定を行い、計画的な避難対策の推進を図る。また、災害の危険が切迫した緊急時において町民等の安全を確保するための指定緊急避難場所、被災者が一定期間避難生活を送るための指定避難場所及び避難路を指定し、町民に対し周知徹底を図る。さらに、避難場所における救助施設等の整備に努める。

第1 避難計画の作成

1 町の避難計画

(1) 災害種別に応じた計画の策定

町は、迅速かつ確実な避難を実施するため、それぞれの災害特性に応じた、避難及び避難誘導計画の策定を図る。

(2) 警戒区域を設定する場合の計画の策定

町は、警戒区域を設定する場合、警戒区域設定に伴う広報等に関する計画の策定に努める。

計画の策定に当たっては、警戒区域における立入規制に必要な資機材（パイプ柵等）の活用及び周辺道路の状況について十分に配慮する。

2 学校等施設における避難計画

学校等施設の管理者は、町及び県と連携し、災害時における園児、児童・生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成する。また、町は、県と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引き渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。

さらに、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育所・認定こども園等の施設と町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

3 不特定多数の者が利用する施設における避難計画

不特定多数の者が利用する施設の管理者は、町及び県と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。

なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画及び訓練とするよう努める。

第2 指定緊急避難場所

1 指定緊急避難場所の指定

災害の危険が切迫した場合における町民等の安全な避難先を確保する観点から、町は、災害対策基本法施行令（以下、政令という。）で定める基準に適合する災害の危険が及ばない場所又は施設を、災害ごとに、指定緊急避難場所として、その管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、町民に対して周知徹底を図る。

(1) 風水害に対する指定緊急避難場所の指定

風水害に対する指定緊急避難場所の指定に当たっては、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

(2) 地震・津波災害に対する指定緊急避難場所の指定

地震・津波災害に対する指定緊急避難場所の指定に当たっては、津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によっては更なる避難が可能となるような場所に整備するよう努める。また、専ら避難生活を送る場所として整備された避難所を津波からの緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて町民への周知徹底を図る。

さらに、町民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努

めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号減灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図る。

2 指定緊急避難場所に関する通知等

町は、指定緊急避難場所を指定したときは、県に通知するとともに、公示を行う。

指定緊急避難場所の管理者は、当該指定緊急避難場所を廃止し、又は重要な変更を加えようとするときは、町長に届出を行う。

町は、指定緊急避難場所が廃止され、又は政令で定める基準に適合しなくなったときは指定を取り消し、県に通知するとともに、公示を行う。

3 町民への周知

町は、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に対応した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から町民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、指定避難所が必ずしも特定の災害の指定緊急避難場所に指定されていない場合があることを日頃から町民等への周知徹底に努める。

また、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

第3 指定避難所

1 避難所の指定

町は、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、町は以下の事項について調査し、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、政令で定める基準に適合する学校や公民館等の公共施設等を指定避難所としてあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、町民への周知徹底を図る。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

(1) 指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

(2) 学校を避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能が応急的なものであることを認識の上、教育委員会等の関係者と調整を図る。

(3) 一般の避難所では生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引機等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするように努める。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と医療保健班が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

2 指定避難所に関する通知等

町は、指定避難所を指定したときは、県に通知するとともに、公示を行う。

指定避難所の管理者は、当該指定避難所を廃止し、又は重要な変更を加えようとするときは、町長に届出を行う。

また、指定避難所が廃止され、又は政令で定める基準に適合しなくなったときは指定を取り消し、県に通知するとともに、公示を行う。

3 避難所の備蓄

町は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

4 避難所の設備

町は、指定避難所等において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、携帯トイレ、簡易トイレ、マット、簡易ベッド、段ボールベッド、パーティション、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレ等、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器や、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の整備を図る。

また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備の整備に努めるものとする。

備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

5 要配慮者及び男女ニーズの違い等への配慮

町は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方および性的少数者の視点等に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性専用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。また、町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

6 避難所の運営管理に必要な知識の普及

町は、感染症対策にかかる避難所運営の研修や訓練を行うものとする。また、マニュアルの作成、訓練などを通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民への普及にあたっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

7 避難所運営の効率的な実施

町は、防災ネットを活用し、避難者受付および避難人数把握、ニーズ集約など、効率的な避難所運営に努める。

第4 避難路等避難誘導体制の整備

1 避難誘導体制の整備

町は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、防災訓練の実施や防災マップ、コミュニティタイムライン、マイタイムラインを住民に周知する。なお、防災マップ、コミュニティタイムライン、マイタイムラインの作成にあたっては住民も参加するなどの工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。

なお、避難誘導にあたって、警察、消防、自主防災組織の協力を得ながら、避難路の要所に誘導員を配置する体制を整備する。

2 案内標識等の整備

町は、避難所、避難路等に案内標識、誘導標識等の整備を推進し、平常時から町民への周知を図る。

3 避難誘導用・移送用資機材・車両等の整備

町は、町民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等を整備する。また、県と協力し、広域避難を想定した避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の確保についても考慮する。

4 町民等の避難状況の確認体制の整備

町は、避難のための立退きの指示等を行った場合において、町民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備する。

5 指定緊急避難場所、指定避難所、避難方法等の周知

町は、町民に対し、災害種別に応じた指定緊急避難場所、指定避難所、避難方法等の周知に努める。

6 要配慮者等の避難誘導体制の確立

町は、町社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会等と協力し、本人の意思及びプライバシーの保護に十分留意しながら、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者の所在等の把握に努める。また、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者の避難が円滑になされるよう、自治会や自主防災組織等の協力が得られる体制づくりを推進する。

7 学校、社会福祉施設等における避難誘導體制の確立

学校、社会福祉施設等の管理者は、災害時における避難誘導體制を定め、防災訓練等によりその周知徹底を図る。

第5 広域避難のための体制の整備

町は、大規模災害時に円滑な広域避難および広域一時滞在が可能となるよう、県と連携し、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、広域避難における居住者等および広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

なお、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用に供することについても定めるなど、他の市町からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第6 避難所運営体制の整備

1 管理・運営方法の決定

町は、災害発生後、速やかに管理運営体制を構築するため、あらかじめ避難所の維持管理体制及び災害発生時の要員の派遣方法を定める。

また、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、総務対策部と民生対策部が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

2 避難者の自治体制の整備

町は、避難所運営の円滑化を図るため、あらかじめ避難者の自治組織に係る事項や、避難者に対する情報伝達に係る事項等を定めた「避難所運営マニュアル」により、運営の中心となる自主防災組織等の組織と協議し、予定される避難所ごとに自治体制の整備を図る。

3 施設管理者の運営支援体制の整備

町は、避難所の施設管理者に対し、あらかじめ避難所設置時の管理・運営への協力及び運営の支援を行うよう依頼する。

第7 応急仮設住宅等の事前準備

町は、災害によって住家が滅失し、自らの資力では住宅を確保できない被災者に対して供給する応急仮設住宅について、事前にその建設用地を定めておくなど、あらかじめ供給体制を整備する。

第8 感染症の自宅療養者の避難確保

町福祉センターは、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、県および町の防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、町の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

第7節 飲料水、食料、生活必需品の確保計画

災害発生時における町民の生活を守るため、飲料水、食料、生活必需品等の備蓄・調達体制を確立する。

第1 個人備蓄の推進

町は、町民に対し自らの身の安全は自らが守ることが防災の基本であることを周知し、「最低3日間・推奨1週間分」の食料、飲料水等の備蓄、非常持出品（応急医薬品、懐中電灯、ラジオ、乾電池、衣類等）の準備について普及・啓発を図る。

第2 町の備蓄の推進

町は、災害時における円滑な物資の供給を図るため、地区ごとの拠点避難所等において、生命及び生活を維持するために最低限必要な物資の分散備蓄に努める。備蓄を行うに当たっては、大規模な地震が発生した場合など、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

1 備蓄拠点

町が設置する備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。

2 備蓄目標

備蓄目標は、想定される避難者数に対し、水2日分、食料2日分、物資2日分とするが、山間部集落等災害時に孤立する可能性のある地域については、備蓄目標を配慮する。

[備蓄する品目の例]

種 別	品 目
生命を維持するために最低限必要なもの	毛布、水、食料（主食）、日用品、資機材等
要配慮者向けの食料備蓄	粉ミルク、軟らかい食品

第3 必要物資調達体制の整備

町は、災害時における円滑な必要物資の調達を図るため、関係業界団体との協定の締結に努めるなど必要な措置を講じる。また、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定める。

1 関係業界団体等との協定締結

食料、日用品、資機材等生活を維持するために最低限必要な緊急物資の調達について、関係業者の能力や実績を勘案し、あらかじめ関係業界団体等と協定を締結するよう努める。

2 インターネットメールの活用

避難所における必要物資を把握し、県と市町及び市町間において、不足している必要物資の融通を図るため、県と連携し、県・県内市町間のインターネットメールシステムの整備、運用方法を検討し、ネットワークによるシステムづくりを推進する。

3 物資調達のマニュアル化

必要物資の種類、品目や数量、調達先や連絡先及び連絡方法を明確にするなどマニュアル化を図る。

4 事業者団体等との連携

町は、農林水産物の供給を確保するため、事業者団体や集出荷施設、販売・輸送業者等との連絡体制の整備を図り、定期的に在庫量把握等の情報収集を行う。

5 国及び県からの「プッシュ型」支援

国は、大規模な災害が発生し、通信手段の途絶や行政機能の麻痺等により、被災地方公共団体からの要請が滞る場合等に対応するため、発災直後から一定期間は、要請を待たずに避難場所ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し、被災地へ輸送する仕組みをあらかじめ構築することとしている。このため、町は、自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実に届けるよう、いわゆる「プッシュ型」支援を受けることを想定した検討を行うとともに、平常時から「プッシュ型」支援を想定して物資の備蓄状況や集積拠点等について、県との間での情報共有を図る。

第4 給水体制の整備

町は、県と連携し、上水道・簡易水道施設が被害を受けたときの緊急用水の確保を図るため、拠点避難所等に緊急ろ水装置や耐震性貯水槽の整備を行うほか、地下水を利用するに当たっての水質条件等のガイドラインを早急に設定するとともに、道路融雪装置用井戸水等を利用した施設整備を研究する。

1 災害時の給水協力の推進

井戸を所有する事業所や一般家庭に対し、災害時に町民への給水に協力するように呼びかけ、災害時の給水確保に努める。

2 耐震性貯水槽の整備

災害時の飲料水等の確保を図るため、役場や小中学校、公園等の拠点施設に耐震性貯水槽の整備を推進する。

3 給水資機材の整備

応急給水の迅速な実施を図るため、給水車の整備、上水仮設パイプの備蓄を推進する。

第8節 広域的相互応援体制整備計画

大規模災害においては、町だけでは対応できない事態が想定され、他地域からの応援又は他地域への応援を必要とする場合に備え、広域の相互応援体制を整える。

第1 関係機関相互の連携体制

町は、鯖江・丹生消防組合、鯖江警察署及び県並びに他市町村、自衛隊、県警察、関係消防本部、海上保安庁、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他の関係機関と平常時から緊密な連携を保つとともに、相互に情報交換を行い、また、各関係機関の役割分担をあらかじめ定めるなど、防災体制の整備・強化を図る。

第2 防災相互応援体制

1 福井県・市町災害時相互応援協定

町は、町独自では十分な応急措置が実施できない場合に備え、他の市町に要請する応急措置を円滑に遂行するため締結した「福井県・市町災害時相互応援協定」に基づき、密接な連携体制を整備する。

2 県外広域相互応援体制

町は、県域を越えた広域的防災体制を確立するため締結した「西尾市・恵那市・越前町災害時相互応援協定」及び「災害応急対策活動の相互応援に関する協定（越前町、瀬戸市、常滑市、篠山市、備前市、甲賀市）」に基づき、密接な連携体制を整備する。

3 災害時等の応援に関する申し合わせ

町は、被害の拡大と二次災害防止に資するために国土交通省近畿地方整備局長と締結した「災害時等の応援に関する申し合わせ」に基づき、密接な連携体制を整備する。

4 福井県広域消防相互応援協定

町及び鯖江・丹生消防組合は、県内の消防における相互応援体制を確立するため、県下の全市町が参画する「福井県広域消防相互応援協定」を活用し、消防広域応援体制を整備する。

第3 関係機関との協定

町は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。

なお、現在、町と関係機関の間で締結されている協定は次のとおりであるが、町内における災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、町は、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

- 災害時における応急救護用燃料の供給に関する協定
(一般社団法人福井県エルピーガス協会丹生支部)
- 災害時における公共土木施設の応急対策に関する協定
(朝日地区建設業会、宮崎地区建設業会、越前地区建設業会、織田地区建設業会)
- 災害時における社会福祉法人 光道園と越前町間の協力に関する協定
(社会福祉法人 光道園)
- 災害時における社会福祉法人 敬老会と越前町間の協力に関する協定
(社会福祉法人 敬老会)
- 災害時における社会福祉法人 特別養護老人ホーム 海楽園と越前町間の協力に関する協定書
(社会福祉法人 特別養護老人ホーム 海楽園)
- 災害時における医療法人 積心会と越前町間の協力に関する協定
(医療法人 積心会)
- 災害時における社会福祉法人 織田やすらぎ会と越前町間の協力に関する協定
(社会福祉法人 織田やすらぎ会)
- 災害時の医療救護活動に関する協定
(丹生郡医師会)
- 災害時における電気設備等の応急対策業務に関する協定
(越前町電業会)
- 災害時における公共施設等の電気設備保安対策業務に関する協定
(一般財団法人北陸電気保安協会)
- 災害緊急放送に関する協定
(丹南ケーブルテレビ株式会社)
- 災害時等における緊急・救援輸送に関する協定
(越前町バス事業者連絡協議会)
- 被災建築物応急危険度判定に関する協定
(丹生設計協会)
- 災害時における生活物資の供給協力等に関する協定
(福井県民生活協同組合)
- 特設公衆電話の設置・利用に関する協定
(西日本電信電話株式会社福井支店)
- 災害時における物資供給に関する協定
(NPO法人 コメリ災害対策センター)
- 越前町と越前町内郵便局及び鯖江郵便局との協力に関する協定
(越前町内郵便局、鯖江郵便局)
- 災害時における自走式水洗トイレ等の提供に関する協定
(KOUSSEI株式会社)
- 災害時における石油類燃料の提供に関する協定
(越前町燃料等納入組合)
- 防災減災パートナーシップに関する協定書
(福井放送株式会社)
- 災害時における建築物等の解体撤去に関する協定
(一般社団法人 福井県解体工事業協会)

第4 広域応援・受援体制の整備

町及び関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けられるよう、応援・受援計画を策定し、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

また、町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣にあたっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。また、県および町は、会議室のレイアウトの工夫やテ

レビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

第5 関係機関との合同訓練等

町は、応援協定の締結機関に対する応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請手順、連絡方法・窓口等を取り決めておき、それらに基づく通信訓練等を含めた合同防災訓練を実施する。

第9節 原子力災害事前対策計画

原子力事業所に事故が発生し、その影響が原子力防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲に及び又は及ぶおそれがある場合（以下「緊急時」という。）、原子力災害特有の災害対策活動を円滑に実施するため、機能的な活動体制の整備を図る。

第1 原子力災害対策の基本方針

1 原子力災害対策重点区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施

(1) 原子力事業所等の状態に応じた防護措置の準備及び実施

本町は、日本原子力発電(株)の敦賀発電所、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の高速増殖原型炉もんじゅ、関西電力(株)の美浜発電所から30km圏内に位置し、町のほぼ全域が原子力災害対策重点区域のUPZに区分されている。

PAZにおいては、原子力事業所において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から、原子力事業所等の状態が次に示す区分のどれに該当するかを判断し、該当する区分に応じて避難等の予防的な防護措置を準備し、実施する。なお、事態の規模、時間的な推移等に応じて、国の指示によりPAZの範囲外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。

また、UPZにおいては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置として屋内退避を原則実施する。

(2) 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

放射性物質が環境へ放出された場合、UPZを中心とした緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL:Operational InterventionLevel）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施する。

[本町の原子力災害対策重点区域の区分]

原子力事業所		区分
・日本原子力発電(株)	敦賀発電所2号機	UPZ
・関西電力(株)	美浜発電所3号機	

2 緊急事態における防護措置実施の基本的考え方

(1) 緊急事態の段階

緊急事態においては、事態の進展に応じて、関係者が共通の認識に基づき意思決定を行うことが重要であることから、緊急事態への対応の状況を、準備段階、初期対応段階、中期対応段階及び復旧段階に区分する。

① 準備段階

原子力事業者、国、県、町等がそれぞれの行動計画を策定して関係者に周知するとともに、これを訓練等で検証・評価し、改善する。

② 初期対応段階

情報が限られた中でも、放射線被ばくによる確定的影響を回避するとともに、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、迅速な防護措置等の対応を行う。

③ 中期対応段階

放射性物質又は放射線の影響を適切に管理し、環境放射線モニタリングや解析により放射線の状況を十分に把握し、それに基づき、初期対応段階で実施した防護措置の変更・解除や長期にわたる防護措置の検討を行う。

④ 復旧段階

被災した地域の長期的な復旧策の計画に基づき、通常の社会的・経済的活動への復帰の支援を行う。

(2) 緊急事態の初期対応段階における防護措置の考え方

緊急事態のうち、初期対応段階においては、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、放射性物質の放出開始前から必要に応じた防護措置を講じなければならない。

このため、IAEA等が定める防護措置の枠組みの考え方を踏まえて、次のように、初期対応段階において、施設の状況に応じて緊急事態の区分を決定し予防的防護措置を実行するとともに、観測可能な指標に基づき、緊急時防護措置を迅速に実行するための意思決定の体制を構築する。

① 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）

ア 基本的な考え方

緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めるため、原子力施設の状況に応じて、緊急事態の初期対応段階を、警戒事態（第1段階）、施設敷地緊急事態（第2段階）及び全面緊急事態（第3段階）の3段階に区分する。

[緊急事態区分の基本的な考え方]

区分	対応
警戒事態 (第1段階)	<p>その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や施設敷地緊急事態要避難者（避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者（高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。以下同じ。）、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。以下同じ。）の避難など、早期に実施が必要な防護措置の準備を開始する必要がある段階である。</p> <p>この段階では、県、PAZ関係市町及び関係防災機関は、PAZ内において、実施に比較的時間を要する防護措置の準備に着手する。</p>
施設敷地緊急事態 (第2段階)	<p>原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階である。</p> <p>この段階では、県、関係市町及び関係防災機関は、緊急時モニタリングの実施等により事態の進展を把握するため情報収集の強化を行うとともに、PAZ内において、施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始するとともに、基本的に全ての住民等を対象とした避難等の予防的防護措置を準備する。</p>
全面緊急事態 (第3段階)	<p>原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階である。</p> <p>この段階では、県、関係市町及び関係防災機関は、PAZ内において、基本的に全ての住民等を対象に避難や安定ヨウ素剤の服用等の予防的防護措置を講じる。なお、UPZ外においても、原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合には、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じて屋内退避を実施する。</p>

イ 具体的な基準

これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「EAL」という。）を設定する。

原子力施設ごとのEALの設定は、原子力規制委員会が示すEALの枠組みに基づき、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画において規定する。原子力規制委員会が示す緊急事態区分を判断するEALの枠組みの内容は、指針によるものとし、その区分は次の表1のとおりとする。

表1 各緊急事態区分を判断するEALの枠組み

1. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転のための施設（当該施設が核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「炉規法」という。）第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合または原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

【関西電力(株)大飯発電所3, 4号機、関西電力(株)高浜発電所3, 4号機】

緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL
警戒事態 (第1段階)	① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、または原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、もしくは停止したことが確認できないこと。 ② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、または原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。 ③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。 ④ 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、または外部電源喪失が3時間以上継続すること。 ⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。 ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 ⑦ 原子炉制御室および原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑨ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑩ 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 ⑪ 当該原子力発電所所在市町において、震度6弱以上の地震が発生した場合 ⑫ 福井県（当該原子力事業所所在市町沿岸を含む津波予報区）において、大津波警報が発表された場合 ⑬ 国（オンサイト総括）が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合 ⑭ 当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等） ⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長または委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合
施設敷地 緊急事態 (第2段階)	① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置およびこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧または低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。 ② 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。 ③ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。

<p>施設敷地 緊急事態 (第2段階)</p>	<p>④ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑦ 原子炉制御室および原子炉制御室外操作室の環境が悪化することにより、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑨ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑩ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</p> <p>⑪ 炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>⑫ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）</p> <p>⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>
<p>全面緊急事態 (第3段階)</p>	<p>① 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置およびこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置およびこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。</p> <p>④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p> <p>⑤ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</p> <p>⑥ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑦ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。</p> <p>⑧ 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。</p> <p>⑨ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑩ 原子炉制御室および原子炉制御室外操作室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉もしくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑪ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p>

全面緊急事態 (第3段階)	<p>⑫ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）</p> <p>⑬ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>
------------------	--

2. ナトリウム冷却型高速炉（炉規法第2条第5項に規定する発電用原子炉に限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

【国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ】

緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL
警戒事態 (第1段階)	<p>① 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>② 使用済燃料貯蔵槽の液位が一定の液位まで低下すること。</p> <p>③ 原子炉制御室および原子炉制御室外操作室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>④ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑤ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑥ 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p> <p>⑦ 敦賀市において、震度6弱以上の地震が発生した場合</p> <p>⑧ 福井県（当該原子力事業所所在市町沿岸を含む津波予報区）において、大津波警報が発表された場合</p> <p>⑨ 国（オンサイト総括）が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合</p> <p>⑩ 当該原子炉施設において、新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）</p> <p>⑪ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長または委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合</p>
施設敷地緊急事態 (第2段階)	<p>① 原子炉の運転中に原子炉冷却材を汲み上げる設備の機能を超える原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置およびこれと同様の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧または低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に主冷却系による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。</p> <p>③ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上(原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第9号)第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第10号)第72条第1項の基準に適用しない場合には、5分以上)継続すること。</p> <p>④ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>⑦ 原子炉制御室および原子炉制御室外操作室の環境が悪化することにより、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p>

<p>施設敷地 緊急事態 (第2段階)</p>	<p>⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑨ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑩ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</p> <p>⑪ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>⑫ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）</p> <p>⑬ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>
<p>全面緊急事態 (第3段階)</p>	<p>① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入（電動駆動による挿入を除く。）により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中において、原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。</p> <p>③ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p> <p>④ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上(原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適用しない場合には、30分以上)継続すること。</p> <p>⑤ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑥ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の温度を検知すること。</p> <p>⑦ 原子炉の停止中に原子炉容器内の照射済燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象を検知すること。</p> <p>⑧ 使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの液位まで低下すること、又は当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>⑨ 原子炉制御室および原子炉制御室外操作室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉もしくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑩ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑪ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）</p> <p>⑫ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>

3. 実用発電用原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合に限り、使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

【日本原子力発電(株)敦賀発電所2号機、関西電力(株)美浜発電所3号機、
関西電力(株)大飯発電所1, 2号機、関西電力(株)高浜発電所1, 2号機】

緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL
警戒事態 (第1段階)	① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、また当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。 ② 当該原子力事業所所在市町において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ③ 福井県（当該原子力事業所所在市町沿岸を含む津波予報区）において、大津波警報が発表された場合。 ④ 国（オンサイト総括）が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑤ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長または委員長代理が警戒本部の設置が必要と判断した場合。
施設敷地 緊急事態 (第2段階)	① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質または放射線が原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。
全面緊急事態 (第3段階)	① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質または放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。

4. 炉規法第43条の3の33の規定に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた原子炉の運転等のための施設

【国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげん、日本原子力発電(株)敦賀発電所1号機、

関西電力(株)美浜発電所1, 2号機】

緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL
警戒事態 (第1段階)	① 当該原子力事業所所在市町において、震度6弱以上の地震が発生した場合 ② 福井県(当該原子力事業所所在市町沿岸を含む津波予報区)において、大津波警報が発表された場合 ③ 国(オンサイト総括)が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合 ④ 原子炉施設以外に起因する事象が原子力施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長または委員長代理が警戒本部の設置が必要と判断した場合
施設敷地の緊急事態 (第2段階)	① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。) ② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。
全面緊急事態 (第3段階)	① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。) ② その他の原子炉の運転のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難または屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。

② 運用上の介入レベル（O I L）

ア 基本的な考え方

全面緊急事態に至った場合には、町民等への被ばくの影響を回避する観点から、基本的には原子力施設の状況に基づく判断により、避難等の予防的防護措置を講じることが極めて重要であるが、放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。

このような事態に備え、国、県及び町等は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果について、防護措置を実施すべき基準に照らして、必要な措置の判断を行い、これを実施することが必要となる。

放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に町民等について避難等の緊急防護措置を講じなければならない。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じなければならない。

これらの措置を講じる場合には、国からの指示に基づき、避難住民等に対し、防護措置を実施すべき基準以下であるか否かを確認する避難退域時検査（以下「スクリーニング」という。）の結果から簡易除染（着替え、拭き取り、簡易除染剤やシャワーの利用等）等の措置を講じるようにしなければならない。

さらに、経口摂取等による内部被ばくを回避する観点から、一時移転等を講じる地域では、地域生産物の摂取を制限しなければならない。また、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を数日以内に空間放射線量率に基づいて特定するとともに、当該範囲において飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始し、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じなければならない。

イ 具体的な基準及び防護措置の内容

これらの防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル（Operational Intervention Level。以下「O I L」という。）を設定する。

防護措置を実施する国及び地方公共団体においては、緊急時モニタリングの結果をO I Lに照らして、防護措置の実施範囲を定めるなどの具体的手順をあらかじめ検討し、決めておく必要がある。

各種防護措置に対応するO I Lの初期設定値は、原子力災害対策指針によるものとし、その内容は次のとおりとする。

[O I L と防護措置]

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}			防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、町民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む。）
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線: 40,000cpm ^{※3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β線: 13,000cpm ^{※4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等にスクリーニングを実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、町民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施
飲食物摂取制限 ^{※9}	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ^{※6} (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
	O I L 6 (Bq (ベクレル) /Kg)	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{※7}	飲料水 牛乳・ 乳製品	野菜類、穀類、 肉、卵、 魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
			放射性ヨウ素	300	2,000 ^{※8}	
			放射性セシウム	200	500	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1	10	
ウラン	20	100				

(注) Sv (シーベルト) は、放射線の量を表す単位で、Sv/h は空間放射線率測定器 (空間線量計) で用いられる1時間当たりの放射線が人体に与える影響を示す。

cpm (count per minute: カウント・パー・ミニッツ) は、表面汚染測定器で用いられる単位で、1分間当たりの放射線の数 (カウント数) を示す。

Bq (ベクレル) は、放射能の強さを表す単位で (慣用的に放射エネルギーを示すことが多い。)、Bq (ベクレル) /Kg は、1Kg 当たりの Bq (ベクレル) 数を示す。

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる O I L の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には O I L の初期設定値は改定される。

- ※2 本値は地上1 mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20 cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq（ベクレル）/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度から入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq（ベクレル）/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるO I L 6値を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象
- ※9 IAEAでは、O I L 6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるO I L 3、その測定のためのスクリーニング基準であるO I L 5が設定されている。ただし、O I L 3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、O I L 5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

第2 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

原子力災害に関し、町、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等の関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1編第2章第2節に定める「処理すべき事務又は業務の大綱」を基本とし、次のとおりとする。

1 越前町

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
越 前 町	(1) 原子力事業者防災業務計画に関する協議に係る県からの意見聴取に対する回答及び原子力防災要員の現況等の届出の写しの受理 (2) 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携 (3) 原子力防災に関する組織の整備 (4) 原子力防災に関する知識の普及・啓発 (5) 原子力防災に関する教育・訓練 (6) 通信・連絡網の整備 (7) 原子力防災に関する機器及び諸設備の整備 (8) 環境条件の把握 (9) 災害状況の把握及び伝達 (10) 災害対策本部等に関する事務 (11) 緊急時における国、県等との連絡調整 (12) 県の環境放射線モニタリングの実施に対する協力 (13) 広報 (14) 退避及び避難に関する計画に関すること。 (15) 町民の退避・避難、立入制限、救助等 (16) 緊急時医療措置に関すること。 (17) 飲食物等の摂取制限等 (18) 緊急輸送及び必要物資の調達 (19) 飲料水、飲食物及び生活必需品の供給 (20) 防災業務関係者の被ばく管理 (21) 災害救助法の要請 (22) 義援金、義援物資の受入れ及び配分 (23) 広域応援の要請及び受入れ (24) 文教対策 (25) 汚染の除去等 (26) 各種制限措置の解除 (27) 損害賠償の請求等に必要な資料の整備 (28) 風評被害等の影響の軽減 (29) 町民相談体制の整備 (30) 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援 (31) 心身の健康相談体制の整備 (32) 県の行う原子力防災対策に対する協力
2 鯖江・丹生消防組合 ・消防署 ・消防団	(1) 緊急時における県・市町等との連絡調整 (2) 町民の避難誘導、救助・救急等 (3) 救急搬送に関すること (4) 緊急消防援助隊の受入れに関すること。

2 福井県

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
福 井 県	(1) 福井県防災会議原子力防災対策部会に関する事務 (2) 原子力事業者防災業務計画に関する協議及び原子力防災要員の現況等の届出の受理 (3) 原災法に基づく立入検査と報告の徴収 (4) 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携 (5) 原子力防災に関する組織の整備 (6) 原子力防災に関する知識の普及及び啓発 (7) 原子力防災に関する教育・訓練 (8) 通信・連絡網の整備 (9) 原子力防災に関する機器及び諸設備の整備 (10) 環境条件の把握 (11) 災害状況の把握及び伝達 (12) 福井県原子力災害警戒本部及び原子力災害対策本部に関する事務 (13) 環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表 (14) 広報 (15) 住民の退避・避難、立入制限等 (16) 救助・救急及び消火に関する資機材の確保及び応援要請 (17) 緊急時医療措置に関する事務 (18) 飲食物等の摂取制限等 (19) 緊急輸送及び必要物資の調達 (20) 飲料水、飲食物及び生活必需品の供給 (21) 防災業務関係者の被ばく管理 (22) 自衛隊、国の専門家等の派遣要請及び受入れ (23) 災害救助法の適用 (24) 義援金、義援物資の受入れ及び配分 (25) 広域応援の要請及び受入れ (26) 文教対策 (27) ボランティアの受入れ (28) 汚染の除去等 (29) 各種制限措置の解除 (30) 損害賠償の請求等に必要な資料の整備 (31) 風評被害等の影響の軽減 (32) 住民相談体制の整備 (33) 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援 (34) 心身の健康相談体制の整備 (35) 物価の監視 (36) 関係市町の原子力防災対策に関する指示、指導、助言及び協力 (37) 関係市町を除く市町への原子力災害対策に関する情報伝達、応援協力要請等 (38) 隣接府県等への原子力災害対策に関する情報伝達、応援協力要請等 (39) 児童、生徒への原子力防災に関する知識の普及・指導 (40) 原子力災害時における児童・生徒の退避及び避難に関する体制の確立と実施 (41) 退避（避難）施設としての協力
福井県警察 (鯖江警察署)	(1) 周辺地域に関する情報収集 (2) 町民及び一時滞在者への情報伝達 (3) 避難の誘導及び屋内退避の呼びかけ (4) 交通の規制及び緊急輸送の支援 (5) 犯罪の予防等被災地における社会秩序の維持

3 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
中部管区警察局 (福井県情報通信部)	(1) 管区内各県警察の指導・調整 (2) 他管区警察局との連携 (3) 関係機関との協力 (4) 情報の収集及び連絡 (5) 警察通信の運用
北陸総合通信局	(1) 電波の統制管理及び有線電気通信の監理 (2) 原子力災害時における非常無線通信の運用監督
北陸財務局 ・福井財務事務所	(1) 地方公共団体に対する災害復旧事業債及び地方短期資金 (災害つなぎ資金) の貸付 (2) 原子力災害時における金融機関の緊急措置の指示 (3) 原子力災害応急措置の用に供する国有地の無償貸付 (4) 避難場所等として利用可能な国有財産(未利用地、庁舎、 宿舎)の情報収集及び情報提供
近畿厚生局	(1) 救援等に係る情報の収集及び提供
福井労働局 ・武生労働基準監督署	(1) 原子力事業所の労働者の被ばく管理及び労働災害防止に関 する監督指導 (2) 原子力災害時における労働災害調査の実施及び被災労働者 の労災補償
北陸農政局 ・福井県拠点	(1) 農産物・農地の汚染対策及び除染措置の指導 (2) 原子力災害時における主米穀及び応急用食料等の確保と引 き渡し
近畿中国森林管理局 ・福井森林管理署	(1) 国有林における汚染対策
近畿経済産業局	(1) 原子力災害の情報収集及び対応に関する協力 (2) 電力・ガスの供給の確保及び復旧支援 (3) 防災関係物資や生活必需品、燃料等の適正な価格による円 滑な供給の確保 (4) 中小企業対策等、原子力災害対応のうち経済産業省の所掌 に関する対応
近畿地方整備局 ・福井河川国道事務所	(1) 一般国道(指定区間)の管理
中部運輸局 ・福井運輸支局	(1) 原子力災害時における船舶の運航事業者に対する航海協力 要請 (2) 原子力災害時における船舶の調達調整及び被災者、災害必 需物資等の輸送調整 (3) 原子力災害時における施設等の選定及び収用の協力要請 (4) 原子力災害における自動車運送事業者に対する輸送協力要 請 (5) 原子力災害時における自動車の調達調整及び被災者、災害 必需物資等の輸送調達 (6) 原子力災害による不通区間における輸送、代替輸送等の指 導

東京管区気象台 ・福井地方気象台	<ul style="list-style-type: none"> (1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言の実施 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発の実施
第八管区海上保安本部 ・敦賀海上保安部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 海難救助、海上における安全及び治安の確保、船舶交通の規制 (2) 海上におけるモニタリング支援 (3) 海上における緊急輸送

4 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
自衛隊 ・陸上自衛隊 ・海上自衛隊 ・航空自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> (1) モニタリング支援 (2) 被害状況の把握 (3) 避難の援助 (4) 避難者等の捜索救助及び救護 (5) 消防活動 (6) 救護 (7) 人員及び物資の緊急輸送 (8) スクリーニング及び除去 (9) その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なもの

5 指定公共機関及び指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
電気通信関係機関 ・西日本電信電話(株)(福井支店)	(1) 原子力災害時における有線通信の確保
・(株)NTTドコモ	(1) 原子力災害時における被災移動通信施設の復旧
・KDDI(株)	(1) 原子力災害時における被災通信施設の復旧
・ソフトバンク(株)	(1) 原子力災害時における被災通信施設の復旧
・楽天モバイル(株)	(1) 原子力災害時における被災通信施設の復旧
日本赤十字社 ・福井県支部	(1) 原子力災害時における医療救護活動の実施 (2) 原子力災害時における義援金の受付
電力関係機関 ・北陸電力(株)(福井支店)	(1) 緊急時モニタリングの協力(国の要請による) (2) その他、町及び県が実施する原子力災害対策への積極的な協力
原子力事業者 ・関西電力(株) ・日本原子力発電(株) ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	(1) 原子力事業者防災業務計画の作成及び修正 (2) 原子力防災体制の整備及び原子力防災組織の運営 (3) 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備 (4) 緊急事態応急対策の活動で整備する資料の整備、施設及び設備の整備点検 (5) 原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施 (6) 関係機関との連携 (7) 緊急時における通報及び報告 (8) 緊急時における応急措置 (9) 緊急事態応急対策 (10) 原子力災害事後対策の実施 (11) その他、県及び町が実施する原子力防災対策への積極的な協力
研究研修機関 ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力緊急時支援・研修センター ・(独)原子力安全基盤機構 ・(独)放射線医学総合研究所	(1) 原子炉工学、放射線防護等の専門家による事象の評価・検討及び緊急事態応急対策への技術的支援 (2) 緊急時モニタリング要員及び機器の動員 (3) 原子力防災に関する研修 (4) 原子力防災訓練への参画
(公財)福井原子力センター	(1) 原子力防災に関する知識の普及 (2) 県・市町が実施する災害応急対策への協力
ガス関係機関 ・(一社)福井県エルピーガス協会	(1) 原子力災害時における施設の整備、防災管理 (2) 原子力災害時におけるガス供給の確保
報道機関	(1) 原子力防災に関する知識の普及の協力 (2) 原子力災害時における広報 (3) 災害情報及び各種指示等の伝達
日本郵便(株) ・町内郵便局	(1) 原子力災害時における郵便業務の確保 (2) 原子力災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び救護対策 (3) 原子力災害時における郵便局の窓口業務の維持
(一社)福井県医師会	(1) 原子力災害時における医療救護活動の実施
公共交通機関 ・京福バス(株) ・福井鉄道(株)	(1) 原子力災害時における物資及び人員の緊急輸送

6 公共団体その他防災上重要な施設の管理者

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
丹生郡医師会	(1) 医療救護班の編成及び連絡調整 (2) 原子力災害時における医療救護活動の実施
越前町社会福祉協議会	(1) 原子力災害時要配慮者の救護活動 (2) 原子力災害時のボランティア受入れ、調整等
福井県農業協同組合	(1) 農産物の出荷制限等応急対策の指導 (2) 食糧供給支援 (3) 有線放送設備等を利用したの広報活動等の協力
越前福井森林組合	(1) 林産物に関する対策の指導
越前町漁業協同組合	(1) 漁船等への広報協力 (2) 水産物の出荷制限等応急対策の指導
越前町商工会	(1) 救助用物資及び復旧資材の確保、協力、あっせん
学校法人	(1) 原子力防災に関する知識の普及及び指導 (2) 原子力災害時における児童・生徒の退避・避難に関する体制の確立及び実施 (3) 退避（避難）施設としての協力

第3 原子力防災体制の整備

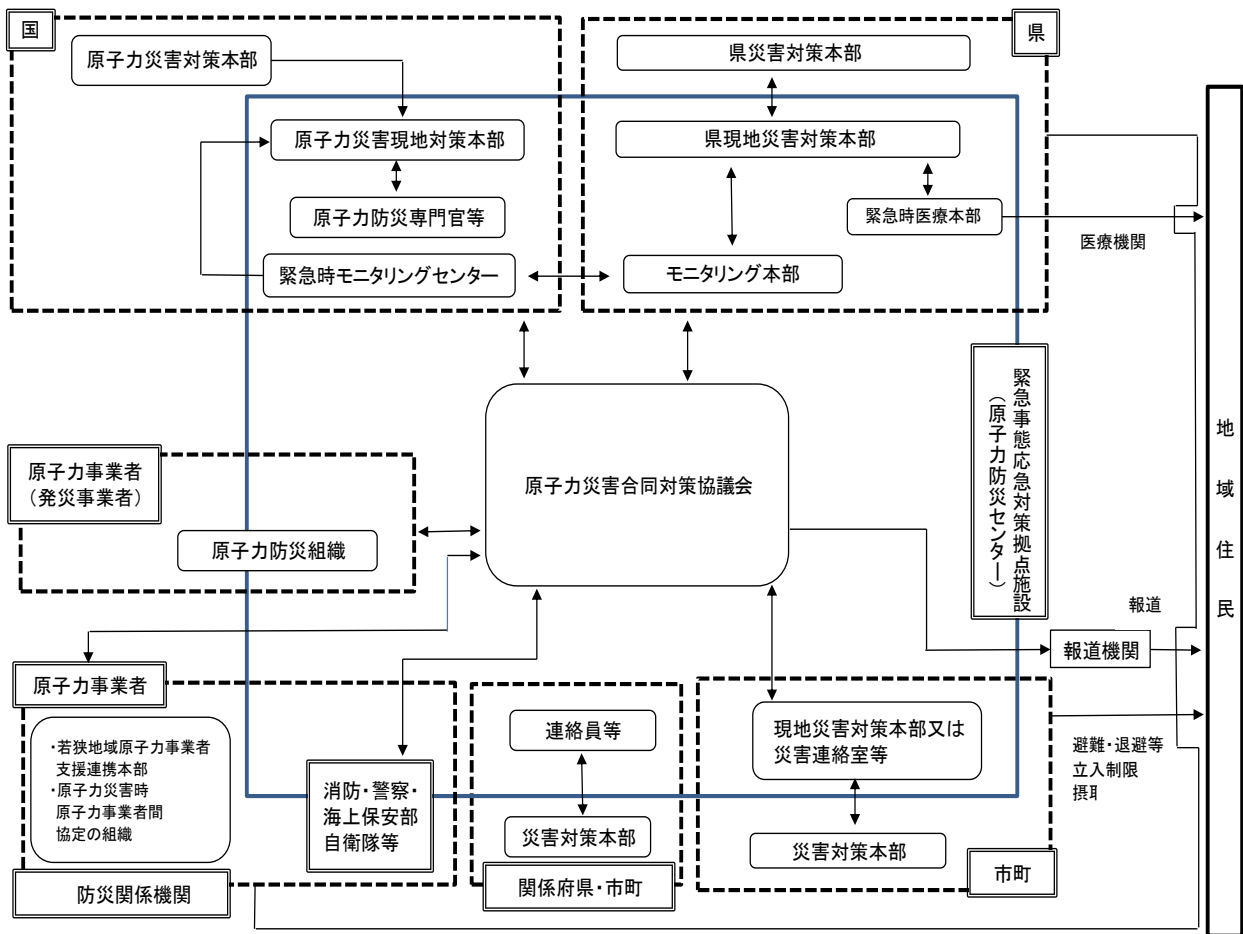
町は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、次に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備する。また、検討結果等については、第5編「原子力災害対策計画」に反映する。

1 広域的な活動協力体制

原子力災害の特殊性に鑑み、町、県、国、国から派遣される専門家、原災法第30条第2項の規定に基づく業務を行う原子力防災専門官（以下「原子力防災専門官」という。）、上席放射線防災専門官、関係する市町、原子力事業者その他関係機関は相互に協力し、広範な活動体制を整え、強力に対処する。

その体制の概念は、次のとおりである。

[防災対策図 (概念図)]



2 地域原子力防災協議会

県は、関係府省庁、関係府県等で構成する地域原子力防災協議会に参画し、要配慮者対策、避難先や移動手段の確保など地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化に向けた調整を行う。

町は、地域原子力防災協議会において具体化・充実化された内容について、町地域防災計画・避難計画等に反映するとともに、訓練を実施し、必要な改善を図る。

3 平常時の安全対策

町は、平常時から施設及び周辺の状態を把握し、緊急時における対応を迅速かつ的確に実施するため、次の安全対策を講じる。

- (1) 原子力災害を未然に防止するため、原災法第7条第1項の規定に基づき、原子力事業者が作成した「原子力事業者防災業務計画」、原子力事業者と締結した「原子力発電所周辺環境の安全確保に関する協定」等を活用し、原子力事業所及びその周辺環境の安全に関する情報を常に把握するよう努める。
- (2) 町長は、県、関係市町長、関係機関の代表者等を委員とする「福井県原子力環境安全管理協議会」に出席し、県内における原子力事業所周辺地域の環境放射能及び温排水並びに原子力発電所の運転・管理について、その状況を的確に把握することにより、環境の安全を確認する。

4 緊急事態応急体制の整備

(1) 原子力防災センターにおける立ち上げ準備体制

国は、原災法第12条第1項の規定に基づき、原子力防災対策活動を調整し、円滑に推進するための拠点となる施設として、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「原子力防災センター」という。）を指定している。

本町の原子力災害対策に係る原子力防災センターは、次のとおりであり、町は、県が原子力災害警戒本部を設置した場合、直ちに県、国、関係市町、原子力事業者その他関係機関と協力して、原子力防災センターにおける立ち上げ準備を行えるよう、原子力災害合同対策協議会機能班への参画準備等、あらかじめ

職員の派遣体制及び必要な資機材の整備を図る。

[本町の原子力災害対策に係る原子力防災センター]

原子力防災センター	所在地	原子力事業所
福井県敦賀 原子力防災センター	〒914-0146 敦賀市金山 99-11-47	<ul style="list-style-type: none"> 日本原子力発電(株) 敦賀発電所 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ
福井県美浜 原子力防災センター	〒919-1205 三方郡美浜町佐田 64 号毛 ノ鼻 1-6	<ul style="list-style-type: none"> 関西電力(株) 美浜発電所

(2) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

町は、国が原子力防災センターにおいて現地事故対策連絡会議を開催する場合、これに町の職員を迅速に派遣するため、県及び現地に配置される原子力防災専門官等と協議して、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、原子力防災センターへの派遣手段等を定める。

(3) 原子力防災センターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制

- ① 町は、原災法第 15 条第 1 項の規定に基づく原子力緊急事態宣言（以下「原子力緊急事態宣言」という。）発出後、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、県、関係市町、原災法第 7 条第 2 項に定める関係周辺都道府県（以下「関係府県」という。）等とともに、同法第 23 条第 1 項の規定に基づく原子力災害合同対策協議会（以下「原子力災害合同対策協議会」という。）を組織し、原子力防災センターに設置する。

このため、町は、原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、県及び原子力防災専門官等と協議して定める。

- ② 原子力防災センターに設置される原子力災害合同対策協議会に、原子力災害が発生した原子力事業所の状況の把握、緊急時モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能班を設け、国、県、関係市町、関係府県、原子力事業者その他関係機関のそれぞれの職員が配置されることとされており、町は、それぞれの機能班に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ県及び原子力防災専門官等と協議して定める。

(4) 専門家の派遣要請手続き

町は、原子力事業者より施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、必要に応じ国に対して事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定める。

(5) 放射性物質による環境汚染への対処

町は、国、県、関係市町、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備（人員、航空機等の除染実施場所及び放射性物質に汚染された廃棄物等の保管等に必要の場所の確保等）を行う。

5 避難活動体制

(1) 避難計画の作成

町は、県、国、関係機関及び原子力事業者の協力の下、屋内退避及び避難誘導計画を策定する。

(2) 避難場所等の整備

① 避難場所等の整備

町は、コミュニティセンター等の公共的施設等を対象に、避難等を行うため、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るための指定避難場所をあらかじめ指定し、町民への周知徹底を図る。また、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所の指定に努めることや指定緊急避難場所の指定に当たっては、風向き等の気象条件により指定緊急避難場所が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮する。

なお、避難所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるとともに、広域避難も想定して、避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備を図る。

② コンクリート屋内退避体制

町は、コンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体的なコンクリート屋内退避施設の整備に努める。

(3) 町民等の避難状況の確認体制の整備

町は、屋内退避、避難のための立退きの指示等を行った場合において、町民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備する。

(4) 広域避難等

① 広域避難体制の整備

町は、原子力事業所から 30km 圏外への避難（以下「広域避難」という。）について、町民の避難が迅速かつ円滑に行われるよう、国が示す方針及び県が作成する要綱等に基づき、避難先、一時集合施設、避難車両中継所等広域避難体制の整備に努める。広域避難に当たっては、避難先からの更なる避難を避けるため、広域避難先は原子力災害対策重点区域外とし、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の町民の広域避難先は同一地域に確保するよう努める。

[本町における広域避難先]

広域避難先	坂井市
-------	-----

② 広域避難する被災者へ情報伝達する仕組みの整備

町は、国及び県の協力の下、町外に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難先の市町と共有する仕組みの整備に努める。

③ 広域一時滞在に係る応援協定の締結

町は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。また、町は、避難場所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

(5) 避難場所、避難方法等の周知

町は、自家用車による避難に備え、町民に対し避難先を十分周知する。また、スクリーニング（居住者、車両、携行品等の放射線量の測定をいう。以下同じ。）、安定ヨウ素剤の配布等の場所、避難誘導方法（自家用車の利用、バス等で避難する場合の一時集合場所、緊急避難に伴う交通誘導、貴重品の持出、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から町民への周知徹底に努める。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の安全確保措置を講じるべきことにも留意する。

さらに、避難の迅速な実施のため、町は、国、県、及び原子力事業者と連携の上、情報収集事態（所在市町で震度5弱又は震度5強の地震が発生した場合（福井県において震度6弱以上の地震が発生した場合を除く。）をいう。以下同じ。）及び警戒事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理する。

6 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備等

原子力災害応急対策を行う防災業務関係者の安全を確保し、また、活動を円滑に実施するためには、緊急時における防災活動に必要な資機材等の備えが重要であることから、町は、国、県、原子力事業者その他関係機関と相互に協力して、原子力防災対策上必要とされる防災活動資機材等の整備を図る。また、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、県、原子力事業者その他関係機関と相互に密接な情報交換を行う。

7 飲食物の出荷制限、摂取制限等

(1) 飲食物の出荷制限及び摂取制限に関する体制整備

町は、国及び県の指導の下、飲食物の出荷制限及び摂取制限に関する体制をあらかじめ定める。

(2) 飲食物の出荷制限等を行った場合の町民への供給体制の確保

町は、飲食物の出荷制限又は摂取制限が行われた場合における町民への飲食物の供給体制をあらかじめ定める。

第4 原子力事業者防災業務計画に関する協議及び原子力防災要員等の届出の受理

1 原子力事業者との防災業務計画に関する協議等

町は、原子力事業者が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、県から意見聴取を

受けたときは、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、速やかに意見を文書で回答する。

2 防災要員の現況等の届出の受理

町は、原子力事業者が原災法第9条第5項の規定に基づき県に届け出る原子力防災組織の原子力防災要員の現況、原災法第9条第1項の規定に基づき原子力事業者が選任した原子力防災管理者（以下「原子力防災管理者」という。）又は副原子力防災管理者の選任又は解任、放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について、県から写しが送付されてきた場合には受領する。

第5 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携

1 原子力防災専門官との連携

町は、平常時から次の事項について原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施する。

- 越前町地域防災計画（原子力災害対策編）の作成、又は修正
- 原子力事業者の防災体制に関する情報の収集及び連絡
- 原子力防災訓練の計画及び実施
- 原子力防災センターの防災拠点としての活用
- 事故時の連絡体制及び町民に対する原子力防災に関する情報伝達
- 防護対策（避難計画の策定を含む。）、広域連携等の緊急事対応
- その他原子力防災に関し必要な事項

2 上席放射線防災専門官との連携

町は、事故時の連絡体制の準備、緊急時モニタリング訓練、緊急時モニタリングセンターの準備の協力、緊急時モニタリングの協力、県や関係市町村等他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等について、地区の担当として指定された上席放射線防災専門官と密接な連携を図る。

第6 防災業務関係者への教育及び研修

町は、県及び国が実施する講習会、研修会等に積極的に参加するとともに、保有する資機材及び装備の使用方法等の習熟を図る。

第7 情報の収集・連絡体制等の整備

町は、国、県、原子力事業者及びその他関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集・連絡を円滑に行うため、本章第2節「情報収集・伝達体制の整備」に定めるもののほか、次に掲げる事項について体制等を整備する。

1 関係機関相互の連携体制の確保

町は、国、県、原子力事業者その他関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を図るため、次の項目を参考にして情報の収集・連絡に係る要領を作成し、事業者、関係機関等に周知するとともに、防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。

- (1) 原子力事業者からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）
- (2) 防護対策に係る社会的状況把握のための情報収集先
- (3) 防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常的意思決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）
- (4) 関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）
- (5) 専用回線網の整備（県及び原子力防災センターとの間の専用回線）

2 町民、自主防災組織等との連携

町は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び県と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、町民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらのものに対する情報伝達体制の整備に努める。

第8 緊急時モニタリング体制の整備

「警戒事態」発生後、県は「福井県モニタリング本部」を設置し、県及び原子力事業者等が連携して平常時モニタリングの強化等緊急時モニタリングの準備を実施する。また、「施設敷地緊急事態」発生後は、国（原子力規制委員会（全面緊急事態においては、原子力災害対策本部。緊急時モニタリングに関しては、以下同じ。））の統括の下、緊急時モニタリングセンターが設置される。緊急時モニタリングセンターは、国（原子力規制委員会及び関係省庁）、関係地方公共団体、原子力事業者、関係指定公共機関等の要員により編成され、県は、国が行う緊急時モニタリングセンターの体制の整備に協力する。

町は、町域における放射線に関する状況を迅速に把握するため、県の実施する緊急時モニタリングへの要員の派遣等協力を行うための体制を整備する。

第9 原子力災害医療体制の整備

町は、県が行う緊急時における町民等の健康管理、汚染検査及び除染等原子力災害医療への協力体制の整備を図る。

1 原子力災害医療体制の確立

(1) 原子力災害医療協力機関、原子力災害拠点病院

県は、原子力災害医療機関として、次のとおり「原子力災害医療協力機関」を登録するとともに、「原子力災害拠点病院」を指定している。

① 原子力災害医療協力機関においては、次の項目のうち1項目以上を実施できるものとしている。

ア 被ばく傷病者等の初期診療及び救急診療

イ 被災者の放射性物質による汚染の測定

ウ 原子力災害医療派遣チーム（被ばく医療現場派遣チーム。以下「現場派遣チーム」という。）の保有及び派遣体制の整備

エ 救護所への医療チーム又は医療関係者の派遣

オ スクリーニング実施のための放射性物質の検査チームの派遣

カ 地方公共団体等が行う安定ヨウ素剤配布の支援

キ その他原子力災害発生時に必要な支援

② 原子力災害拠点病院においては、次の機能を有するよう整備することとしている。

ア 被ばく傷病者等に対する専門的医療の実施

イ 原子力災害医療協力機関では対応できない被ばく傷病者等の受入れ

ウ 現場派遣チームの整備

[原子力災害医療機関]

区分	医療機関名	所在地
原子力災害 医療協力機関	国立病院機構敦賀医療センター	敦賀市桜ヶ丘 33-1
	市立敦賀病院	敦賀市三島町 1-6-60
	杉田玄白記念公立小浜病院	小浜市大手町 2-2
	若狭高浜病院	高浜町宮崎 87-14-2
	福井県済生会病院	福井市和田中町舟橋 7-1
	福井勝山総合病院	勝山市長山町 2-6-21
	公立丹南病院	鯖江市三六町 1-2-31
	国立病院機構あわら病院	あわら市北潟 238-1
	坂井市立三国病院	坂井市三国町中央 1-2-34
	越前町国民健康保険織田病院	越前町織田 106-44-1
原子力災害 医療協力機関	レイクヒルズ美方病院	若狭町気山 315-1-9
	若狭町国民健康保険上中病院	若狭町市場 19-5
	一般社団法人福井県医師会	福井市大願寺 3丁目 4-10

原子力災害 拠点病院	一般社団法人福井県薬剤師会	福井市光陽4丁目 11-22
	公益社団法人福井県診療放射線技師会	福井市米松1丁目 16-31
	福井県立病院	福井市四ツ井 2-8-1
	福井大学医学部附属病院	永平寺町松岡下合月 23-3
	福井赤十字病院	福井市月見 2-4-1

(2) 救急医療班の整備

町は、県と連携し、救護所の設置等に係る体制の整備に努める。その際、国から派遣される高度被ばく医療支援センター又は原子力災害医療・総合支援センター等による現場派遣チーム又は専門派遣チーム派遣の要請手続き及び受入体制についても定める。

(3) 原子力災害時の搬送体制の整備

町は、被ばく患者の搬送に備えて日頃から訓練等を通じて関係機関相互の協力体制を整える。また、搬送用資機材等の整備について相互に情報交換を行い、被ばく患者の搬送等に当たって、原子力災害医療の専門家から助言を得られる体制を整備する。

(4) 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

町は、原子力災害対策指針を踏まえ、県、医療機関等と連携して、町民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、安定ヨウ素剤の予防服用が行えるよう、準備する。

緊急時における配布体制の整備

ア 県と連携し、緊急時に町民等が避難や屋内退避等を行う際に安定ヨウ素剤を配布することができるよう、配布場所、配布のための手続き、配布及び服用に関与する医師、薬剤師の手配等についてあらかじめ定めるとともに、配布用の安定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄しておく。

イ 県と連携し、避難や屋内退避等を行う町民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための、説明書等をあらかじめ準備する。

ウ 県と連携し、安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備え、あらかじめ医療機関に対し、副作用が発生した町民等の受入れ協力を依頼するなど、救急医療体制の整備に努める。

(5) 心身の健康相談体制の整備

町は、県及び国と連携の下、町民等に対する心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備する。

(6) 原子力災害医療機関における体制整備

① 研修・訓練の実施

原子力災害医療機関の医療関係者は、定期的な研修、訓練を受けることにより、原子力災害医療に係る知識及び技術の維持・向上に努める。

② 原子力災害医療機関相互の連携

被ばく患者の重症度に応じて、適切な医療を行うとともに、各医療機関の要員及び資機材を有効に活用するため、原子力災害医療機関相互の連携を図る。

2 被ばく医療措置訓練の実施

町は、県、原子力事業者、医療関係者及びその他関係機関と連携し、救急処置を必要とする被ばく患者に対する措置等の訓練を行う。

第10 原子力防災知識の普及と啓発

町民においても、平常時から原子力防災に関する基礎的な知識を得て、万一の緊急時にどのような行動が必要になるかを理解しておくことが円滑な防護活動を実施する上で必要となる。このため、町は、第3章第2節「防災知識普及計画」に定めるもののほか、次に掲げる原子力災害特有の事項について普及・啓発を図る。

- 放射性物質及び放射線の特性
- 原子力施設の概要
- 避難所等に関すること
- 原子力災害と原子力防災対策
 - ・過去の原子力災害の事例
 - ・原子力災害に関する特性
 - ・原子力災害対策特別措置法の概要
 - ・町、県、国等が緊急時に講じる原子力防災対策の内容
- 原子力災害時における留意事項
 - ・緊急時にとるべき行動
 - ・コンクリート屋内退避所、避難所等での行動
 - ・飲料水、飲食物等備蓄物資の留意点
- その他必要な事項

第11 原子力防災訓練等の実施

原子力災害に際し、応急対策活動を迅速かつ的確に実施することが重要であることから、町は、第3章第1節「防災訓練計画」に定めるもののほか、県と共同又は独自に、次の事項について、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練の実施計画の企画立案並びに訓練を実施することにより、原子力災害に対する防災体制の確立と防災意識の高揚を図る。

なお、国が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練に、本町が含まれる場合、町は、避難及び町民に対する情報提供等、町が行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するほか、原子力防災訓練の実施計画に基づき、必要に応じ町民の協力を得て、国、県、原子力事業者等と共同して総合的な防災訓練を実施する。

- 災害対策本部等の設置運営訓練
- 原子力防災センターへの参集、立ち上げ及び運営訓練
- 緊急時通信連絡訓練
- 緊急時モニタリング訓練
- 気象予測及び大気中拡散予測の活用訓練
- 原子力災害医療措置訓練
- 該当地域の町民に対する情報伝達・広報訓練
- 該当地域の町民に対する避難・退避訓練
- 交通対策等措置訓練・人命救助活動訓練

第12 原子力施設上空の飛行規制

原子力関係施設地帯の航空安全確保に関する規制措置については、昭和46年8月の自衛隊の低高度訓練飛行空域、試験空域設定等に伴い、国（国土交通省）において規制措置がとられているが、この飛行規制措置について、町は、国、県、関係市町及び原子力事業者と連携して対応する。

1 国の航空安全確保に関する規制措置

国（国土交通省）は、原子力関係施設に対する航空機による災害を未然に防止するため、次により航空安全の確保に関する規制措置を行っている。

(1) 原子力施設付近の上空に係る航空法第 81 条ただし書きの許可（最低安全高度以下の飛行に係る許可）は行わないこと。（「原子力関係施設上空の許可について」昭和 44 年 7 月 5 日付け空航第 263 号運輸省航空局長通達ほか）

(2) 原子力施設付近の上空（①北緯 35 度 56 分 34 秒／東経 136 度 06 分 24 秒 ②北緯 35 度 43 分／東経 136 度 19 分 ③北緯 35 度 35 分／東経 136 度 13 分 ④北緯 35 度 36 分／東経 135 度 38 分）の内側で自衛隊低高度訓練及び試験飛行等を行う場合は、北緯 35 度 42 分／東経 135 度 58 分の地点、北緯 35 度 44 分／東経 135 度 59 分の地点及び北緯 35 度 45 分／東経 136 度 01 分の地点を中心とする半径 2 海里の円内の区域の直上 2,000 フィートまでの空域を飛行禁止する（航空路誌：平成 12 年 1 月 27 日公示）。また、上記原子力施設上空の飛行について、2,000 フィート以上の空域についても水平飛行等の通常の飛行を行うよう指導している。

(3) 原子力事業者は、可能な限り原子力施設構内に航空障害灯及び昼間障害標識をつけるように努める。

2 町の対応

町は、規制措置違反の疑いのある航空機等を発見した場合は、直ちに県及び大阪航空局小松空港事務所に連絡する。

第13 要配慮者に配慮した原子力災害事前対策

要配慮者に配慮した原子力災害事前対策については、第 3 章第 2 節「要配慮者対策計画」に定めるところによるが、原子力災害発生時は、特に放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、要配慮者及び一時滞在者への対応を強化する。

第14 防災対策資料の整備

原子力災害に際しては、放射性物質及び放射線による影響範囲を迅速に予測するとともに、的確に応急対策を実施することが重要であることから、町は、原子力防災対策に必要な資料を整備する。

1 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

町は、平常時から原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう国及び県とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化について、その推進に努める。

2 防災対策資料の整備

町は、国、県及び原子力事業者と連携して応急対策の的確な実施に資するため、次のような資料を適切に整備し、定期的に更新する。

なお、資料は、災害対策本部設置場所に適切に備え付け、これらを確実に管理する。

[整備を行うべき資料]

○ 原子力施設（事業所）に関する資料 ・ 原子力事業者防災業務計画 ・ 原子力事業所の施設の配置図
○ 社会環境に関する資料 ・ 種々の縮尺の周辺地図 ・ 周辺地域の人口、世帯数 ・ 周辺一般道路、高速道路、林道、農道、鉄道、ヘリポート及び空港等交通手段に関する資料 ・ 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画 ・ 周辺地域の配慮すべき施設 ・ 原子力災害医療施設に関する資料 ・ 原子力防災センター周辺地域の飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法
○ 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料 ・ 周辺地域の気象資料 ・ 線量推定計算に関する資料 ・ 平常時環境放射線モニタリング資料 ・ 周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料

<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産物の生産及び出荷状況
<ul style="list-style-type: none"> ○防護資機材等に関する資料 <ul style="list-style-type: none"> ・防護資機材の備蓄・配備状況 ・避難用車両の緊急時における運用体制 ・安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況
<ul style="list-style-type: none"> ○緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料 <ul style="list-style-type: none"> ・原子力事業者を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織に関する資料 ・原子力事業者との緊急事態発生時の連絡体制 ・状況確認及び対策指示のための関係機関の連絡体制表
<ul style="list-style-type: none"> ○避難に関する資料 <ul style="list-style-type: none"> ・地区ごとの避難計画 ・避難所運用体制（広域避難を前提とした市町村間の調整済のもの）

3 災害復旧への備え

町は、災害復旧に資するため、国、県、関係市町、原子力事業者等と協力して、放射性物質による汚染の除去に関する資料の収集・整備等を図る。

第15 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないことなどの輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、関係機関においては次により対応する。

1 消防機関

事故の通報を受けた鯖江・丹生消防組合は、直ちにその旨を県危機管理課に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施する。

2 県警察本部（鯖江警察署）

事故の通報を受けた鯖江警察署等は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

3 海上保安部

事故の通報を受けた敦賀海上保安部等は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施する。

4 町及び県

町及び県は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示に基づき、事故現場周辺の町民の避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じる。

